第２回佐賀大学憲章改定検討部会の議事概要（案）

日時　令和４年10月26日（水）14時30分～15時25分

場所　事務局2階小会議室

出席者　渡理事（部会長）、山﨑理事・事務局長、岩本副学長、西郡副学長、三島副学長、

鯉川学長補佐、只木学長補佐

欠席者　なし

○議 題

議事に先立ち、渡部会長より第1回議事の概要について説明があり、前回の議論の確認があった。なお修正がある場合は、10月31日までに企画評価課へ連絡することが確認された。

１．（B）佐賀大学憲章の実現に向けた取組状況の確認作業について（報告）

渡部会長及び部会員から、資料1により7つの理念にそれぞれ合致する本学の取組が報告された。なお憲章自体にゴール（到達点）があるものではないことから、いずれも「憲章を達成した」とは考えず、将来に亘って取り組むべきものであること、また現在の状況（立ち位置）はどうかを確認する資料とする旨の発言があった。

２．佐賀大学憲章の制定過程における役員会等での質疑応答

渡部会長から、資料2により憲章制定過程における議論の状況（抜粋）が示され、理念（学生中心の大学、創造と継承、教育先導大学、他）に込められた意図や背景、解釈等の説明があり、この内容を踏まえて議論を進めたい旨の発言があった。

３．（A）佐賀大学憲章の改定にかかる検討作業の方針について（事項の整理）

渡部会長から、資料3により学長の指示（意向）が再度確認され、当初の指示に沿って作業を進めるのか、それとも方針を変更するのか本日決定したい旨の発言があり、他大学の事例（コンパクトな憲章・理念、改定した大学の憲章等）の紹介の後、議論が交わされた。部会員の主な意見は以下のとおり。

（渡）西郡部会員から資料が提示されているので、説明願いたい。

（西郡）今回の検討にあたって、自分自身わからない部分があったので差し出がましいと思いつつ資料を作成した。これは「憲章にどんな役割を担わせるか」の共通認識を取るための資料と考えていただきたい。

最近、企業において経営の戦略枠組が示されるケースが多いが、それを本学の憲章等に置き換えた場合、ビジョン（どこを目指すか）が「佐賀大学に関わる人々が誇れる大学」他であり、ミッション（何を実現するか）がビジョン2030の4領域であり、そしてバリュー（どのように実現するか）がビジョン2030の4領域におけるアクションに当たると考えられる。ただ、そうすると最上位のパーパス（存在意義：何故社会に存在するのか）が、今の佐賀大学には該当するものが無いのではないか。憲章がパーパスに当たるかというと、必ずしもそうとは言えない。私立大学で言えば「建学の理念」がパーパスに当たるが、国立大学である本学にはそういったものが無いように思う。また、ビジョン、ミッション、バリュー部分は、その時代の執行部によって変動的なものであり、パーパスは普遍的なものというイメージになる。

この資料で伝えたいのは、憲章に担わせる役割とは何なのか？を考えるべきではないかということ。憲章をビジョン策定の際に「踏まえる」ものと考えると、アジアの拠点といった憲章の理念をビジョン2030では忠実に反映できておらず、機能していないかもしれない。しかし大学運営の中で遵守すべき規範と捉え、前回議論にもあったマグナ・カルタ的なものと考え「参照する」ものであるなら、現在の憲章の構成を大きく変えることなく整理することもできる。憲章をどう捉えるかを部会員が共有し、「憲章にどんな役割を担わせるか」の共通認識がなければ、修正するにしても修正しないにしても、検討の方向性、手の入れ具合が変わってくると考えたところである。

あくまで頭の整理をするためのイメージ共有用の資料であり、この階層建てに縛られるものではないが、部会内で思い描くものが異なる事態は避けたいと考えている。

（渡）西郡部会員の意見も踏まえ、部会の検討の方向性を考えたい。

（岩本）他大学の事例を見ても、大変な苦労をされたことが想像できる。また「憲章」という語句を用いるか、「理念」が適切かなど色々な考えがある。ただ、憲章があり、そしてビジョンがあるという本学の構成はかなり良く出来ていると感じられる。そして憲章制定当時の質疑応答の記録を見ても、相当の議論を経たことが確認できる。その上で、憲章とは内外に向けた宣言であり、非常に上位に位置する概念と言え、達成ができたか？というより、達成し続けなければならないものというイメージを持っている。そのため、表現としてそぐわない点などの課題があれば修正を加える、というスタンスで臨んだ方がいいのではないか、と考える。

（渡）確かに、現在の憲章に課題となる点があるかは重要なポイントとなる。

（西郡）憲章では「アジアの知的拠点」を目指すことが謳われているが、ビジョン2030では特に言及していない。このように学内で2つの方向性が示されているようにも思う。解釈としてどちらが正しいのか悩むところであり、いずれかに寄せる必要はないか？これは先ほど説明したように、憲章を具体的な目標＝目指すものと捉えるのか、参照する理念的な規範と捉えるのかで変わってくる。

（三島）国際交流推進センターが定めた「国際行動指針」は憲章を意識して制定しており、アジアにおける知的拠点として国際社会に貢献することを謳っている。確かに憲章とビジョンの関係性が多少不明確には感じるが、憲章が「佐賀大学とは何か」を示すものだと捉えれば、現行のままで良いと感じる。他の国立大とは異なり、九州の佐賀に立地する本学を表すものと言える。一方で、研究・教育に関するビジョンの理念を示すためには、憲章とは異なるものを定めた方が良いのかもしれない。

（只木）憲章が制定されてから時間が経過したこともあり、憲章の読み方、解釈がバラバラな状況にあると感じる。そのため、憲章は変更せず、憲章の解釈を記したドキュメント（解釈書）を改めて作成するという方向性もある。

（渡）私自身、教育先導大学（＝教育で社会を先導する）については誤った解釈をしていた。制定時の意図は踏まえつつ、今の時代に即した解釈をまとめる方向性もありうる。

（只木）今回の部会での検討は、憲章の2022年度版解釈をまとめ、大学全体で共有するという形で、改めて憲章を見直すことも考えられる。また、ビジョン2030と憲章との関係は？さらにビジョン2030を改正せず憲章のみ改正するという解（ケース）がありうるのか？（基となる憲章が変わるのなら下位にあるビジョンも当然変わるのではないか？）という点も考慮した方が良い。

（渡）ビジョン2030策定時に、憲章はどのような位置付けであったのか？

（西郡）ビジョンを策定する際、憲章の位置付けや解釈は不明確だったこともあり、厳密に反映しているわけではない。

（高尾）もちろん上位にある憲章を踏まえて、整合が取れるように検討してビジョン2030をまとめてはいる。

（渡）やはり今の佐賀大学における憲章の解釈をまとめて、全教職員と共有する必要は感じている。そうすることで、構成員が憲章を見つめ直す機会となり、自分自身の方向性がこれでいいのか？といった自身への問い掛けにも繋がるものと考える。

（西郡）パーパスに当たるものを定めるとすれば、そんなに多くを語る必要はない。真に普遍的、根源的な佐賀大学のアイデンティティを示すものとなるだろう。だがそれは、そんな簡単なものではなく非常に難しい。当然、憲章にも密接に繋がっていくものと考える。形式も、私立大学における建学の精神のようなキーワードがいいのか、端的な文章で表現するのか議論の余地がある。

　　　繰り返しになるが、パーパスがないと佐賀大学らしさが表せない、欠けた状況になるのでは、と心配している。今後この部分が必要になった際、憲章改定とは別の場で議論することも考えられる。

（只木）国立大学は当初、国立学校設置法（S24施行、H15国立大学法人法制定に伴い廃止）のもと設置されたため、私立大学はまだしも、国立大学で存在意義にかかるものを定めることは難しいかもしれない。定めても問題はないのかもしれないが、少し懸念がある。

国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）（一部抜粋）

　第一条　この法律は、大学の教育研究に対する国民の要請にこたえるとともに、我が国の高等教育及び学術研究の水準の向上と均衡ある発展を図るため、国立大学を設置して教育研究を行う国立大学法人の組織及び運営並びに大学共同利用機関を設置して大学の共同利用に供する大学共同利用機関法人の組織及び運営について定めることを目的とする。

（渡）設置の根拠法に対し、現在の憲章が逸脱している部分は無い。

（鯉川）パーパスについての説明を聞いた上で改めて憲章を見ると、存在意義の要素を全く含んでいない、とも言い切れない。存在意義も含めて表していると考えれば、憲章はそのままとし、明らかな齟齬がある点、表現的に問題がある部分について修正を加えるという方向性でいいのではないか。かつ、現在の解釈を加えるという作業は必要。

（三島）そう考えると、当初「創造と継承」は佐賀医科大学との統合にかかる理念だったが、現在は大学の基本的役割として納得いくものであり、そうした現在の解釈を加えることは理解できる。

（山﨑）これまでは、憲章の解釈を知らないから語句に引きずられてしまった部分が大きい。語句に込められた意図を改めて示し直せば、それでいいのではないか。

（只木）ただ、憲章への意見を募った際に指摘がなされた箇所は共通している。社会貢献、国際貢献の「貢献」部分など。その点を修正すべきかの議論は必要ではないか。

（渡）一方で、1箇所修正すると、では他の部分はどうか、この部分にも違和感がある等、修正範囲が際限なく広がってしまう。そのため、解釈はいずれにしろまとめることとし、憲章は修正せず懸案部分を整理し、次回の憲章改定を検討する際の提案資料として残すという方向性でどうか。これらをまとめて、部会の報告として提出したい。

（岩本）今回の部会の検討記録を残すのは必須だろう。そして法律が改正される際、改正趣旨や立法趣意が示される。今回もそれに相当する文書を作成してはどうか。ティーチャーズマニュアル、学習指導要領とは少し異なるが、立法過程だけでなく、憲章の読み方、理解の仕方、趣旨を説明する文書が必要になると感じた。併せて憲章とビジョンの関係を示す対応表を作ることも考えられ、これがパーパスとビジョンを埋める作業に繋がるかもしれない。

　　　また、憲章とビジョンの改正作業の頻度を考えれば、ビジョンの改正に合わせて必要な要素を追加していけばいい。この憲章とビジョンを繋ぐものとして、説明する文書が必要になってくると考える。

（渡）部会院の皆さん、様々な意見をありがとうございました。では、本部会としては①憲章に込められた意図や、現在の語句の解釈をまとめること、②憲章とビジョンの位置付け及び対応表を示すこと、③本部会の検討記録を残し、その中で後年に憲章改定の検討がなされる時に備え、修正が必要と考えられる箇所を提案することの3点を、今後の作業方針としたい。当初から学長は、憲章に重大な瑕疵は認められないので語句の修正が必要かを検討するように、との方針だったので、今回の部会方針についてご了解いただけるものと思うが、次回部会の前に私から学長に確認しておく。

（西郡）確認だが、憲章とは何を示す宣言と考えればよいか？

（岩本）私立大学であれば、存在意義を示すものとして建学の精神があるが、国立大学の場合は国立大学法人法があるので、存在意義に合致するものはそもそも無いのかもしれないが、憲章が存在意義を示すものと考えられるのではないか。佐賀大学がこうした役割を担っている、だからこそ存在意義があるということを内外に宣言したものであり、西郡部会員の資料で示されたパーパスとビジョンが一体になったものが憲章という整理になると考える。ただし企業と異なり、高等教育機関でこのように明確に仕分け・整理ができるかは難しいところ。

（西郡）存在意義的な要素も含めて、憲章を宣言するということで理解しました。

作成：総務部企画評価課中期計画係

第2回

佐賀大学憲章改定検討部会

決定（2022.10.26）

【2022.10.28時点　未定稿】

（A）佐賀大学憲章の改定にかかる検討作業の方針について（事項の整理）

1）部会の作業方針 …

　憲章制定時（平成18年ごろ）の役員会資料や記録等を確認すると、相当の検討がなされて現在の憲章が定められたことが分かる。しかし制定後16年余りが経過し、当時議論が尽くされたにも拘らず、語句に込められた意図や背景が正確には伝わっているとは言い難い。そのため、構成員個々の解釈が全く異なり、各々が勝手な解釈で憲章を捉えていることが大きな問題点と考えられる。

また憲章の個別の語句に一部違和感があるものの、根拠法である国立大学法人法に照らして逸脱する箇所は見受けられない。

　そのため、本部会では今回は憲章の改定を見合わせ、以下の作業を行うこととする。

①憲章に込められた意図や、現在の語句の解釈をまとめること

②憲章とビジョンの位置付け及び対応表を示すこと

③本部会の検討記録を残し、その中で後年に憲章改定の検討がなされる時に備え、

修正が必要と考えられる箇所を提案すること

2）検討の対象・範囲 …　憲章の改定は行わない。

3）検討組織 …　現行の組織で検討を継続する。

4）検討手順 …　憲章の改定を見合わせることを踏まえ、一部変更する。

2022.11.14 経営協議会 検討組織の設置及び検討意図の報告

2022.12.23 教育研究評議会 憲章改定にかかる検討結果の報告

2022.12.27 役員会 憲章改定にかかる検討結果の報告

2023.01.04 年頭のあいさつ (学長)教職員へ憲章改定にかかる検討結果の報告